

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中澤莊也君） ただいまから、令和元年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中澤莊也君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中澤莊也君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席をしていただいております。後ほど、平成30年度一般会計並びに特別会計決算審査等について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月28日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案16件、認定8件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果、決算審査意見書、健全化判断比率に対する審査意見、基金の運用状況に関する審査意見について報告がありました。内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中澤莊也君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは令和元年の第3回川根本町議会の定例会を招集しましたところ、全員の皆さんの出席をいただきました。大変ありがとうございます。

なお、きょうは同意案件が1件並びに議案16件、認定8件、それぞれ大変重要な位置づけでございます。どうか皆様方には忌憚のない御意見等をいただきながら、よりよい運営をお願いしたいというふうに思っております。

そのような中で、今定例会が終わりますと、私ども議会の皆さん、並びに町長も折り返しを迎えるというような時期になっております。この2年間、議会の皆さんとともに大変厳しい環境ではございましたけれども、力を合わせて頑張ってきたというかいがございまして、それぞれ順調に推移をしているというふうに思っているところでございます。これからも、改めまして、皆様と一緒に町民のために頑張っていくと、そのような決意を新たにしたいところでございます。

後ほど、監査委員のほうからもお話があるかと思いますが、大変厳しい財政状況であるということには変わりはありません。これまで同様、知恵を出し合いながら頑張っていくことをお誓いを申し上げたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中澤莊也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、中原緑君、2番、澤西省司君を指名します。

————— ◇ —————

◎日程第2 会期の決定

○議長（中澤莊也君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの25日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの25日間に決定しました。



◎日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(中澤莊也君) 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、同意案件です。第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として設置をされており、3名の委員により構成をされております。

今回、現委員の神谷晴治氏が本年10月25日をもって任期満了となりますが、引き続き委員として選任をたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同氏は、平成25年10月から現委員に就任をされ、現在2期目をお務めいただいております、引き続き委員として選任をたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は10月26日から令和4年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議をいただき、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(中澤莊也君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 議案第31号 町道路線の認定に関する議決議案の訂正について

○議長(中澤莊也君) 日程第4、議案第31号、町道路線の認定に関する議決議案の訂正についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第31号です。町道路線の認定に関する議決議案の訂正について説明をさせていただきます。

平成31年3月議会定例会におきまして議決をされました議案第6号において、一部誤りがあったため、川根本町議会会議規則第20条の規定により申し出をするものであります。

訂正内容は、国道362号青部バイパスが供用開始されたことに伴いまして、関係する国道、県道が町に管理がえされるため、町道として認定するに当たり、当該路線の起終点を示す住所に誤りがあり、正しい住所に訂正をするものであります。

以上、よろしく御審議いただきまして、訂正につきまして御承諾を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第32号 川根本町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第5、議案第32号、川根本町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第32号です。川根本町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

本案は、地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業として本町の地域的特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業を実施する事業者に対し、3年度分に限り、固定資産税の課税免除の支援措置を講じることにより、企業誘致の促進と地域経済の活性化を図ることを目的とし、本条例を制定しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号、川根本町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、川根本町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除

に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第6 議案第33号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第33号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第33号です。川根本町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年3月31日に公布されたことを受け、本年10月1日以降、施行部分について地方税法と町税条例の整合性を図る必要性から所用の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、軽自動車税において10月からの消費税法改正に伴う税率規定の見直しやグリーン化特例措置に関する改正、個人住民税においては非課税対象者の範囲拡充等の改正をさせていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第34号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第34号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第34号です。川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年4月17日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が、本年11月5日より施行されることになり、町印鑑条例との整合性を図る必要性から所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カードへの旧姓、法的には旧

氏の記載が可能となり、町で発行する印鑑証明に関しましても同様の対応を行うための改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第 8 議案第 35 号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例
について

○議長（中澤莊也君） 日程第 8、議案第 35 号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第 35 号です。川根本町営バス条例の一部を改正する条例について、概要について説明をさせていただきます。

本案は、平成 31 年 4 月より町営バス路線として運行を開始しました寸又峡路線バスの運賃について改定を行うものであります。

現在の運賃体系は、普通運賃としまして、運行管理業務委託者であります株式会社大鉄アドバンスの乗り合いバス運賃 140 円から 880 円の距離別運賃を適用し、町民利用につきましては、100 円から 300 円の区間制運賃として実施をしているところであります。

今回の改正内容につきましては、運行管理業務委託者である株式会社大鉄アドバンスが、10 月からの消費税率引き上げに伴い、平成 31 年 3 月 12 日付で定められた国土交通省の公共交通事業における消費税の運賃、料金への転換の方法に関する基本的な考え方に基づき、消費税は利用者が公平に負担することが基本であるという観点から、増税分を転換するよう、運輸局へ運賃変更届を行うものであります。最大で 20 円程度の改定の予定であります。

このことを受けまして、町営バス寸又峡路線の普通運賃につきましても、季節運行で走る路線バスと同等の運賃に設定する必要があることから、町営バス条例の一部改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 議案第 36 号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第 9、議案第 36 号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第36号です。川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本条例第6条第1項に定める診療所の使用料及び手数料の額は、国が定める診療報酬の算定方法により算定した額とすると定められております。この診療報酬は、国が2年に一度見直しを行い、本年がその改定年であります。既に、令和元年厚生労働省告示第85号として、その結果が告示されたところであります。町の現行条例では、平成30年厚生労働省告示第43号をもとに診療報酬を算定しており、過去、同様に診療報酬改定が行われるごとに条例改正を行っていたことを改め、今回の改正により、2年ごとに予定をされております国の診療報酬改定告示の都度、町条例の改正を要さず改定後の診療報酬に適合できるよう改正をするものであります。

また、10月からの消費税率改正を受け、本条例第6条第3項に規定をする使用料及び手数料に関する消費税率を、100分の108から100分の110に改正をさせていただくものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第37号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

◎日程第11 議案第38号 川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

◎日程第12 議案第39号 川根本町普通河川条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第10、議案第37号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第39号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第37号から第39号までを一括して説明をさせていただきます。

議案第37号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、議案第38号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例及び議案第39号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例の改正理由は、いずれも消費税法の改正による消費税率の引き上げ及び地

方税法の改正による地方消費税率の引き上げに伴うものであります。

それぞれの条例で規定をする占用料は、消費税法で規定する土地の貸し付けの対価に該当し、期間が1カ月未満である場合に限り課税対象としていることから、それぞれ消費税率及び地方消費税率を100分の108から100分の110に改めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第13 議案第40号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を
改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第13、議案第40号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第40号です。川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての概要について説明をさせていただきます。

本案の一部改正に至りました理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部改正を改正する等の法律により、2014年、平成26年4月から8%に、2019年、令和元年10月1日より10%へ引き上げることになります。

これを受けまして、本町におきましても、消費税の円滑かつ適正な転換を図る必要があることから、水道料金につきまして、現行の8%から10%に変更いたしたく、条例の一部改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第14 議案第41号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する条
例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第14、議案第41号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第41号です。川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布されたことに伴い、成年被後見人等であることを理由に差別されることのないよう成年被後見人等に係る欠格条項、そのほかの権利、権限に係る措置の適正化を消防団においても図るため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第42号 令和元年度川根本町一般会計補正予算
(第2号)

○議長（中澤莊也君） 日程第15、議案第42号、令和元年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第42号です。令和元年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,948万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ66億9,479万2,000円としたものであります。

第2表の債務負担行為の補正につきましては、戸籍総合システム機器の賃貸借契約に関するもので、令和6年度までに限度額を1,960万円とするものであります。

第3表の地方債の補正は、臨時財政対策債の発行限度額が確定をしたことや、現年度発生補助災害復旧事業への起債充当、各土木事業の事業費確定等による更正等が主なものであります。

今回の補正は、奥大井湖上駅駐車場用地の整備工事費や、本年7月末に発生をしました情報基盤の落雷被害修繕経費、住基システムへの旧姓記載対応に伴うシステム改修費の増額、下泉原地区での換地計画作成に係る負担金の追加、崩土災害が発生した林道寸又線改修工事の追加等に加え、幼児教育等無償化に関する補正等が主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第43号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会

計補正予算（第2号）

○議長（中澤莊也君） 日程第16、議案第43号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第43号です。令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,104万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,828万4,000円としたいものであります。

これは、前年度と比較をいたしまして給付が増加していることによる高額医療合算介護サービス費等の増額と、昨年度決算見込みによる基金積立金の増額、同じく平成30年度の介護保険事業の実績に基づいた国県支出金等の精算に伴う返還金の補正等が主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第44号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会

計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第17、議案第44号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第44号です。令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,710万3,000円としたいものであります。

これは、本年7月に崩土がありました林道寸又線の改良工事に起因する導水管の布設替え工事費を計上するもので、その財源は、この工事が崩土によるものであることから、災害復旧とみなして、法定によりその全額を一般会計繰入金としております。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第 18 議案第 45号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（中澤莊也君） 日程第18、議案第45号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

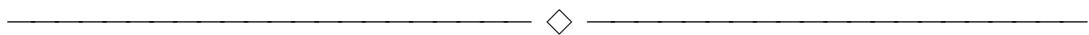
本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第45号です。令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要について説明をさせていただきます。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額は変わらず、歳入の財源更正のみとなっており、その内容は平成30年度決算見込みにより歳計余剰金を今回新たに計上するとともに、同額を一般会計繰入金から減額をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第 19 議案第 46号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（中澤莊也君） 日程第19、議案第46号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

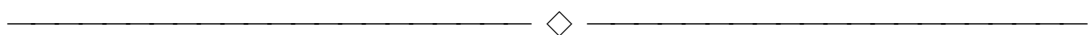
○町長（鈴木敏夫君） 議案第46号です。令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）の概要について説明をさせていただきます。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 390万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,284万2,000円としたいものでございます。

これは、遠隔診療科目を、現状の泌尿器科に加え、新たに心臓内科と頸椎・脊髄外科での対応を進めるための経費に加え、患者数増加に対応した医薬材料費等の増額を補正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第 20 認定第 1号 平成30年度川根本町一般会計歳入歳出決

算認定について

- ◎日程第 2 1 認定第 2 号 平成 3 0 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 2 認定第 3 号 平成 3 0 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 3 認定第 4 号 平成 3 0 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 4 認定第 5 号 平成 3 0 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 5 認定第 6 号 平成 3 0 年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 6 認定第 7 号 平成 3 0 年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 7 認定第 8 号 平成 3 0 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中澤 莊也君） 日程第20、認定第 1 号、平成30年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27、認定第 8 号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、藪下和英君。

○会計管理者（藪下和英君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号まで、一括して御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第 3 項の規定により、平成30年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

各会計決算の主な概要につきまして申し上げますが、決算額は1,000円単位とし、決算額の増減と伸び率の数値を前年度との比較で御説明させていただきます。

初めに、認定第 1 号、平成30年度川根本町一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書一般の 1 ページ、2 ページをごらんください。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。

1 款町税は、収入済額13億3,213万円で、前年度対比710万8,000円、0.5%の増となっております。町民税は個人及び法人町民税の増による増収、固定資産税は、長島ダムなどの国有資産市町村交付金及びその他の現年課税分の減により、減収となっております。不納欠損額は157万8,000円、収入未済額は2,418万2,000円です。

2 款地方譲与税は、収入済額4,034万8,000円で、前年度対比33万円、0.8%の増となっております。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税の増によるものでございます。

6 款地方消費税交付金は、収入済額 1 億4,052万5,000円で、前年度対比423万8,000円、

3.1%の増となっております。

9 款地方交付税は、収入済額24億5,932万円で、前年度対比マイナス3,615万5,000円、1.4%の減となっております。これは、普通交付税が合併算定替えの適用割合の段階的減少により、前年度対比マイナス5,850万9,000円、2.6%の減となったことによるものです。特別交付税につきましては、前年度対比2,235万4,000円、7.9%の増となっております。

11款分担金及び負担金は、収入済額2,409万8,000円で、前年度対比マイナス153万3,000円、6.0%の減となっております。収入未済額は38万7,000円です。

12款使用料及び手数料は、8,021万2,000円で、前年度対比316万3,000円、4.1%の増となっております。収入未済額は182万7,000円です。

13款国庫支出金は、収入済額 2 億3,235万2,000円で、前年度対比マイナス3,373万8,000円12.7%の減となっております。これは、地域 I o T実装推進事業に伴う情報通信技術利活用事業費補助金など、国庫支出金の増もございますが、主に南部子育て支援施設開設事業及び本川根児童クラブ開設事業が完了したことに伴う民生費国庫負担金の減、及び社会資本総合整備交付金対象事業の減に伴う土木費国庫交付金の減によるものであります。

14款県支出金は、収入済額 4 億4,569万円で、前年度対比648万3,000円、1.5%の増となっております。これは、産地パワーアップ事業費補助金、観光施設整備事業費補助金など県補助金の増によるものであります。

15款財産収入は、収入済額6,082万9,000円で、前年度対比3,498万6,000円、135.4%の大幅な増となっております。これは、主に地域振興基金のうち、国債 1 銘柄の売却利益の増によるものであります。

16款寄附金は、収入済額1,732万円で、前年度対比314万円、22.1%の増となっております。これは、総務費寄附金及びふるさと納税寄附金の増によるものであります。

17款繰入金は、収入済額 3 億2,411万2,000円で、前年度対比マイナス 1 億9,510万円、37.0%の減となっております。これは主に、財政調整基金繰入金の減によるものです。

19款諸収入は、収入済額 1 億6,803万3,000円で、前年度対比4,428万1,000円、35.8%の増となっております。これは主に、川根地区広域施設組合の解散に伴う平成29年度歳計剰余金の増、「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」登載事業負担金及び建物共済給付金などの雑入の増によるものです。収入未済額は209万円です。

20款町債は、収入済額 5 億4,679万4,000円で、前年度対比マイナス2,138万1,000円、3.8%の減となっております。これは、公共施設等適正管理推進事業債、緊急防災・減災事業債などの減によるものです。

歳入総額は61億1,465万4,000円で、前年度対比マイナス 2 億1,466万2,000円、3.4%の減、不納欠損額は243万4,000円、収入未済額は2,848万5,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書一般 3 ページ、4 ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

1 款議会費は、支出済額7,135万1,000円で、前年度対比マイナス344万2,000円、4.6%の減となっております。

2 款総務費は、支出済額 9 億381万9,000円で、前年度対比マイナス4,229万2,000円、4.5%の減となっております。これは、主に情報政策費、選挙費の減によるものです。

3 款民生費は、支出済額11億6,745万2,000円で、前年度対比マイナス 1 億9,292万4,000円、14.2%の減となっております。これは児童福祉費の減によるものです。

4 款衛生費は、支出済額 5 億5,690万5,000円で、前年度対比マイナス 1 億518万1,000円、15.9%の減となっております。これは、主に中川根ごみ処理場、本川根美化センター解体工事等が完了したことに伴う保健衛生費の減によるものです。

6 款農林水産業費は、支出済額 4 億8,276万3,000円、前年度対比マイナス5,344万9,000円、10.0%の減で、うち農業費は産地パワーアップ事業費補助金、中山間地域農業振興整備事業費補助金の増により、5.0%の増。林業費は、桑野山貯木場トイレ建設工事等が完了したことにより、20.0%の減となっております。

7 款商工費は、支出済額 3 億7,732万1,000円で、前年度対比4,557万9,000円、14.4%の増となっております。これは、主に寸又峡上トイレ、イベント広場整備工事、寸又峡遊歩道落石防止工設置工事などの観光施設整備等観光費の増によるものです。

8 款土木費は、支出済額 3 億2,688万8,000円で、前年度対比マイナス1,809万8,000円、5.2%の減となっております。これは、主に前年度において、町道開設工事に伴う測量、用地設計業務委託等が完了したことに伴う道路橋りょう費の減によるものです。

9 款消防費は、支出済額 3 億3,577万5,000円で、前年度対比マイナス267万2,000円、0.8%の減となっております。これは、主に前年度において、川根本町消防団詰所建築工事及び地区耐震性貯水槽設置工事等が一部完了したことにより、減となっております。

10款教育費は、支出済額 8 億4,781万1,000円で、前年度対比9,877万1,000円、13.2%の増となっております。これは、主に伝統文化伝承館建設による社会教育費の増によるものです。

11款災害復旧費は、支出済額 1 億1,542万9,000円で、前年度対比5,123万5,000円、79.8%の大幅な増となっております。これは、主に公共土木施設災害復旧費の増によるものです。

12款交際費は、支出済額 6 億9,304万5,000円で、前年度対比マイナス986万8,000円、1.4%の減となっております。

歳出総額は、58億8,040万4,000円で、前年度対比マイナス 2 億3,034万1,000円、3.8%の減、翌年度繰越額は、繰越明許費が 2 億599万8,000円、不用額は 3 億7,849万8,000円です。

歳入歳出差引額は 2 億3,425万円でございます。

次に、特別会計の決算の概要について御説明いたします。

最初に、認定第 2 号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書国保 1 ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款国民健康保険税は、収入済額 1 億3,778万6,000円で、前年度対比マイナス317万2,000円、2.3%の減となっております。不納欠損額は61万2,000円、収入未済額は810万8,000円です。

3 款県支出金は、収入済額 5 億6,101万8,000円、保険給付費交付金です。

5 款繰入金は、収入済額7,180万2,000円で、前年度対比マイナス7,794万7,000円、52.1%の減となっております。一般会計及び基金からの繰入金でございます。

6 款繰越金は、収入済額6,342万1,000円で、前年度対比2,223万3,000円、54.6%の増となっております。

歳入総額は、8 億3,500万5,000円で、前年度対比マイナス 2 億2,600万7,000円、21.3%の減、不納欠損額は61万2,000円、収入未済額は810万8,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書国保 2 ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款保険給付費は、支出済額 5 億3,629万8,000円で、前年度対比マイナス3,725万3,000円、6.5%の減となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 2 億147万円です。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金です。

6 款基金積立金は、支出済額2,684万1,000円で、前年度対比マイナス1,506万5,000円、35.9%の減となっております。

歳出総額は、8 億664万6,000円で、前年度対比マイナス 1 億9,094万5,000円、19.1%の減、不用額は6,765万2,000円です。

歳入歳出差引額は2,835万9,000円でございます。

次に、認定第 3 号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書後期高齢者医療 1 ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額8,793万7,000円で、前年度対比427万4,000円、5.1%の増となっております。収入未済額は73万9,000円です。

3 款繰入金は、収入済額3,511万9,000円で、前年度対比マイナス12万6,000円、0.4%の減となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は 1 億2,340万円で、前年度対比396万7,000円、3.3%の増となっております。収入未済額は73万9,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書後期高齢者医療 2 ページをごらんください。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 1 億2,288万円で、前年度対比410万2,000円、3.5%の増となっております。

歳出総額は、1 億2,308万5,000円で、前年度対比377万3,000円、3.2%の増、不用額は676万5,000円です。

歳入歳出差引額は31万5,000円でございます。

次に、認定第4号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書介護1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款保険料は、収入済額 2 億2,159万8,000円で、前年度対比マイナス192万2,000円、0.9%の減となっております。収入未済額は193万7,000円です。

3 款国庫支出金は、収入済額 3 億3,442万4,000円で、前年度対比2,229万6,000円、7.1%の増となっております。

4 款支払基金交付金は、収入済額 3 億829万2,000円で、前年度対比マイナス574万5,000円、1.8%の減となっております。

5 款県支出金は、収入済額 1 億7,718万6,000円で、前年度対比634万2,000円、3.7%の増となっております。

7 款繰入金は、収入済額 1 億8,333万2,000円で、前年度対比584万7,000円、3.3%の増となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は12億6,774万1,000円で、前年度対比マイナス1,144万4,000円、0.9%の減、不納欠損額は98万7,000円、収入未済額は193万7,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書介護2ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款保険給付費は、支出済額11億2,413万9,000円で、前年度対比4,224万7,000円3.9%の増となっております。

4 款基金積立金は、支出済額2,300万2,000円で、前年度対比マイナス1,500万円、39.5%の減となっております。

5 款地域支援事業費は、支出済額4,157万2,000円で、前年度対比387万4,000円、10.3%の増となっております。

7 款諸支出金は、支出済額1,673万7,000円で、前年度対比マイナス2,612万6,000円、61.0%の大幅な減となっております。これは、平成29年度介護給付費及び地域支援事業費に係る実績に基づく国・県支出金と返還金の減によるものです。

歳出総額は12億4,155万6,000円で、前年度対比511万6,000円、0.4%の増、不用額は8,979万1,000円です。

歳入歳出差引額は2,618万5,000円でございます。

次に、認定第5号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。
歳入から御説明いたします。決算書簡水1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

2款使用料及び手数料は、収入済額1億484万3,000円で、前年度対比マイナス391万8,000円、3.6%の減となっております。収入未済額は1,036万5,000円です。

4款繰入金は、収入済額6,115万5,000円で、前年度対比マイナス1,444万円でございます。
19.1%の減となっております。一般会計及び基金からの繰入金です。

歳入総額は、2億1,017万3,000円で、前年度対比2,268万4,000円、12.1%の増、収入未済額は1,036万5,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書簡水2ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款水道事業費は、支出済額1億303万5,000円で、前年度対比2,936万7,000円、39.9%の増となっております。これは水道建設費の増によるものでございます。

4款公債費は、支出済額7,363万6,000円、前年度対比マイナス981万9,000円、11.8%の減となっております。

歳出総額は2億555万5,000円で、前年度対比2,330万円、12.8%の増、不用額は1,312万5,000円です。

歳入歳出差引額は461万8,000円でございます。

次に、認定第6号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書温泉1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款使用料及び手数料は、収入済額375万1,000円で、前年度対比26万8,000円、7.7%の増となっております。収入未済額は271万4,000円です。

3款繰入金は、収入済額1,158万2,000円で、前年度対比68万2,000円、6.3%の増となっております。一般会計からの繰入金です。

歳出総額は1,543万7,000円で、前年度対比79万9,000円、5.5%の増となっております。収入未済額は271万4,000円です。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。決算書温泉2ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款温泉事業費は、支出済額563万1,000円で、前年度対比85万9,000円、18.0%の増となっております。これは、工事請負費の増によるものでございます。

歳出総額は1,543万7,000円で、前年度対比90万3,000円、6.2%の増、不用額は122万9,000円です。

歳入総額及び歳出総額は同額でございます。

次に、認定第7号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算でございます。

訪問看護事業特別会計につきましては、平成30年度から新たに設置させていただきました会計でございますので、決算額と主な内容につきまして御説明いたします。

歳入から御説明いたします。決算書訪問看護 1 ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款サービス収入は、収入済額811万4,000円です。介護給付費収入、予防給付費収入、医療給付費収入、利用者負担金収入です。

2 款繰入金は、収入済額464万3,000円です。一般会計からの繰入金です。

3 款諸収入は、収入済額178万4,000円です。訪問看護ステーション設置促進事業費補助金等の県補助金です。

歳入総額は1,454万1,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書訪問看護 2 ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

1 款サービス事業費は、収入済額1,441万4,000円です。職員人件費のほか、訪問看護ステーション消耗品費、車両リース料、システムリース料などが主な内容でございます。

歳出総額は1,441万4,000円、不用額は165万2,000円です。

歳入歳出差引額は12万7,000円でございます。

次に、認定第 8 号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書診療所 1 ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款診療収入は、収入済額3,583万4,000円で、前年度対比280万2,000円、8.5%の増となっております。

3 款繰入金は、収入済額1,430万円で、前年度対比マイナス30万円、2.1%の減となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は5,044万円で、前年度対比249万8,000円、5.2%の増となっております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書診療所 2 ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

1 款総務費は、支出済額3,748万8,000円で、前年度対比マイナス30万2,000円、0.8%の減となっております。

2 款医業費は、支出済額1,282万6,000円で、前年度対比275万3,000円、27.3%の増となっております。これは主に遠隔診療支援システム機器購入に伴う備品購入費の増によるものです。

歳出総額は5,031万4,000円で、前年度対比245万1,000円、5.1%の増、不用額は506万9,000円です。

歳入歳出差引額は12万6,000円でございます。

以上、認定第1号から認定第8号まで、決算の概要につきまして御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、平成30年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 平成30年度一般会計及び特別会計の決算審査を7月22、23日、26、29、30日の5日間、関係課長及び担当者の御出席を求め、中田監査委員と慎重に行いました。

お手元の決算審査意見書の83ページをごらんいただきたいと思います。

総括ということで歳入。

歳入において、平成30年度の町税は13億3,200万円で、前年比700万円増加しました。主たる財源である地方交付税は24億5,900万円で、前年比3,600万円減少し、普通交付税は5,900万円減少しました。特別交付税につきましては、2,200万円増加したので減少幅が少なくなったわけでございます。地方交付税は今後も減少していき、また、基金の取り崩しが3億2,400万円、これは前年比1億9,100万円減少しております。基金残高につきましては5年間で11億9,700万円減少し、残高は29億9,200万円と、年々減少しております。今後この傾向は予測され、より一層厳しい財政運営となるのではないかと予測されております。

町税の収納率は98.1%で、使用料等も高い収納率であります。収納率が低い料もあります。これは滞納繰越分の比率が高いためであります。現年分のみで見ると、それぞれ高い比率でございます。

平成29年度の収入未済額は先ほども報告がありましたが、一般会計では2,924万3,000円、特別会計で2,689万3,000円、全体では5,613万6,000円であります。特に特別会計の比率が高いわけです。

30年度の収入未済額は、一般会計が2,848万5,000円。特別会計、これは実質決算書の中には収入未済額が後期高齢だと思いますが、過誤納分が入っているためにトータルの表では少なくなっております。ですので、若干、内容を見ていただければわかると思いますが、実質的には2,406万3,000円でございます。全体では5,254万8,000円で、前年比358万8,000円減少しております。これは徴収担当者の御努力もあったわけですが、全会計の不納欠損処理額が403万3,000円あり、減少の大きな要因であります。

滞納者の中には長期滞納、また高額化、低所得者、転出、死亡、相続放棄等もあり、担当者が大変御苦労されております。今後も回収には努力をしていただきたいと思います。

料等にも時効があるので滞納者との面談を積極的に行い、分納誓約や一部入金等による債務承認で時効の中断を常に意識し、回収により一層努力されたい。長期滞納者の中には催告書の発送もされないままの状態もあります。公債権は時効の成立で債権は消滅しますが、私

債権は滞納者からの時効の援用の申し立てがない限り債権は消滅しません。長期にわたり債権管理が必要となるので、対応をより一層強化していただきたいと思います。

歳出につきましてでございます。

歳出の事業実施に当たっては、未執行もなく各事業の完遂と経費節減を評価いたします。一部の事業費や契約金額、委託料、指定管理料において金額の積算根拠や妥当性を明確にし、経費圧縮に努力されたいと思います。

今年度、事業の翌年度繰越額が約2億600万円で前年より9,200万円減少しました。緊急を要するものもありますので、年度内に完了するよう努められたいと思います。

款別に、これも先ほど出納管理者のほうから話がありましたように、前年比で見ると10款の教育費が9,900万円、11款の災害給付費が5,100万円増加した一方、3款の民生費が1億9,300万円、4款の衛生費が1億500万円減少しております。

今後、ますます増大する行政需要、あるいは多様化する町民ニーズに対応するため、職員が常に住民意識で現状希薄な各課連携を密にして、行政改革推進委員会も1回開催されましたが、並行して行政推進を図っていただきたいと思います。

なお、事業実施に当たり、これからも国・県の補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力し、歳入の安定を図られたいと思います。

一般会計では経常的経費が前年比1億6,000万円減少しました。これは補助費8,400万円の減、扶助費3,300万円減が主であり、投資的経費については5,100万円減少しております。

総合的な意見として5項目挙げさせていただいております。

まず、①でございますが、平成30年度は主たる自主財源である町税は13億3,200万円で、前年比700万円増加。これは町民税が増加し、固定資産税が減少しました。主たる依存財源である地方交付税は24億5,900万円で、前年比3,600万円減少。今後も歳入の減少は予測されます。一方、経常的経費は42億6,300万円で、前年比1億6,000万円減少しましたが、今後も経費の圧縮に努められたいと思います。

特に、実質単年度収支で見ると収支は赤字の2億4,000万円であります。前年より2億4,400万円減少しましたが、平成27年度から4年連続で赤字になっております。財政健全化で示されている当町の標準財政規模、これは約38億3,000万円であります。財政規模に合った行財政執行を求めたいと思います。

2番目には、今年度も不納欠損処理が一般会計243万4,000円、国保会計が61万2,000円、介護保険会計98万7,000円の合計403万3,000円処理されております。前年比50万6,000円増加しております。一般会計で多いのは固定資産税が141万7,000円であります。税等の徴収については大変な業務であり、担当者の努力は認めますが、今後は不納欠損処理が発生しないよう早期回収に努力されたいと思います。

また、他の料においても時効の該当案件が見られる。1年間面談、督促なしの案件も見られる。これでは回収は図られません。特に私債権は時効の援用が主張されない限り債権はい

つまでも消滅しないので、債権管理を徹底していただきたいと思います。

3 番目に、今年度の町債の発行は 5 億 4,700 万円。これは前年比 2,100 万円減少し、残高は 55 億 5,100 万円、前年比 1 億 1,600 万円減少しております。公債費支出は 6 億 9,300 万円の前年より 1,000 万円減少しました。

今後、町債発行及び債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と高齢化、それから人口減少化等、将来の動向を見極めながら有効かつ適正な運用を期していただきたいと思います。

基金については、財政調整基金で 3 億 2,400 万円取り崩し、基金残高は 29 億 9,200 万円、これは土地の開発基金 1 億 3,200 万円と特会関係の 2 億 3,400 万円は含まれておりませんが、減少しております。基金の大きな減少は、今後の財政を圧迫しますので留意していただきたいと思います。

4 番目に、一般会計の執行額で見ると町民 1 人当たり 86 万 6,000 円であります。町民ニーズに合った事業や公的施設、遊休資産の見直し・活用・処分、事務処理の改善合理化・効率化を積極的に進めると同時に、経常経費の節減に努めていただきたいと思います。また、職員一人一人が常に費用対効果を意識した行動や、特に事業費の積算根拠、妥当性を確認し、各事業実施後の精査確認を徹底していただきたいと思います。

それから 5 番目でございますが、財政健全化審査については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生しておりません。実質公債費比率は 4.3% で前年比 0.2 ポイント改善をされています。この比率は 3 年間の平均値であり、30 年度単年度では 3.6% と低下し、改善傾向であります。

特に注視するのは、将来負担比率であります。比率は現在発生しておりませんが、将来負担額は 71 億 8,700 万円、前年より 1 億 100 万円減少。充当可能財源は 77 億 8,900 万円。これは前年比 1 億 7,300 万円の減で、将来負担額よりも充当可能財源が 7,200 万円。減少幅が大きいわけでございます。これは、地方債の負担は減少したが、充当可能財源が大きく減少したためであります。充当可能財源は 6 億 200 万円上回っておりますが、毎年減少しているため将来的に負担比率の発生が懸念されます。

今後歳入では税込減、交付税減での減収化、人口減少、少子高齢化も進み、歳出では義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、また、物件費等は今後増加することが予測されます。

常に、人件費コストを意識し、各事業経費の圧縮、行政事務処理の効率化、各施設のあり方等行財政改革を含め、今後の財政運営は大変厳しいので、川根本町の身の丈に合った格段の配慮と積極的な取り組みを求めるところであります。

平成 30 年度も大変厳しい財政状況であることを申し添えて、監査報告とさせていただきます。詳細につきましては、お手元の決算意見書を御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤 莊也 君） どうもありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は認定第1号から認定第8号まで全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号については11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長(中澤莊也君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告いたします。

9月12日午前9時本会議を開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

なお、議員はこの場で引き続き決算特別委員会を開催し、正副委員長の選任を行っていただきます。全員協議会はその後に開催いたしますので、行政側は3階大会議室でお待ちいただきますと思います。

御苦労さまでございました。

散会 午前10時20分